

別表（第3条、第10条関係）

種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児） ・難病患者等で、寝たきりの状態にある者 	<ul style="list-style-type: none"> ・腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの 	154,000円	8年
	特殊マット	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障がい1級で、常時介護を必要とする身体障がい者（身体障がい児の場合は2級を含む。）及び重度又は最重度の知的障がい者（児）。ただし、原則として3歳以上の者 ・難病患者等で、寝たきりの状態にある者 	<ul style="list-style-type: none"> ・褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの 	19,600円	5年
	特殊尿器	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障がい1級で、常時介護を要する身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 ・難病患者等で、自力で排尿できない者 	<ul style="list-style-type: none"> ・尿が自動的に吸引されるもので、身体障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの 	67,000円	5年
	入浴担架	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの 	82,400円	5年
	体位変換器	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児）で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者 ・難病患者等で、寝たきりの状態にある者 	<ul style="list-style-type: none"> ・介助者が身体障がい者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの 	15,000円	5年
	移動用リフト	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として3歳以上のもの ・難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのある者 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者が身体障がい者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。 	159,000円	4年

	訓練いす	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児で、原則3歳以上の者 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として付属のテーブルを付けるものとする。 	33,100円	5年
	訓練用ベッド	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児で、原則学齢児以上の者 ・難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのある者 	<ul style="list-style-type: none"> ・腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの 	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能に障がいを有する身体障がい者（児）で、入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者 ・難病患者等で、入浴に介助を要する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障がい者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 	90,000円	8年
	便器	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 ・難病患者等で、常時介護を要する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者等が容易に使用し得るもの（手すり付きのものを含む）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 	手すり無 4,450円 手すり付 9,850円	8年
	T字状・棒状のつえ	<ul style="list-style-type: none"> ・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい3級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの 	4,460円	4年
	移動・移乗支援用具	<ul style="list-style-type: none"> ・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障がい者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者 ・難病患者等で、下肢が不自由な者 	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 身体障がい者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 	60,000円	8年
	頭部保護帽	<ul style="list-style-type: none"> ・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障がい者（児）。 ・重度又は最重度の知的障がい者（児）若しくは精神障がい者で、てんかんの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの。 ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材 	ア 15,200円 イ 36,750円	3年

		発作等により頻繁に転倒する者	料としているもの		
特殊便器		<ul style="list-style-type: none"> ・上肢障がい２級以上の身体障がい者（児）又は重度若しくは最重度の知的障がい者（児）で、訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者 ・難病患者等で、上肢機能に障がいのある者 	<ul style="list-style-type: none"> ・足踏みペダルで温水温風を出し得るもの。知的障がい者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 	151,200円	8年
火災警報器		<ul style="list-style-type: none"> ・障がい等級２級以上の身体障がい者（児）又は重度若しくは最重度の知的障がい者（児）で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの 	15,500円	8年
自動消火器		<ul style="list-style-type: none"> ・障がい等級２級以上の身体障がい者（児）、重度若しくは最重度の知的障がい者（児）又は難病患者等で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの 	28,700円	8年
電磁調理器		<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい２級以上の視覚障がい者で、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの 	41,000円	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機		<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい２級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの 	7,000円	10年
聴覚障がい者用屋内信号装置		<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい２級以上の聴覚障がい者（児）で、聴覚障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの 	87,400円	10年

在宅療養等支援用具	透析液加温器	<ul style="list-style-type: none"> 腎臓機能障がい3級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として3歳以上の者 	<ul style="list-style-type: none"> 透析液を加温し、一定温度に保つもの 	51,500円	5年
	ネブライザー（吸入器）	<ul style="list-style-type: none"> 呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者（児）で、必要と認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者等が容易に使用し得るもの 	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	<ul style="list-style-type: none"> 難病患者等で、呼吸器機能に障がいのある者 		56,400円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	<ul style="list-style-type: none"> 呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者（児）で、必要と認められる者 難病患者等で、人工呼吸器の装着が必要な者 	<ul style="list-style-type: none"> 呼吸状態を断続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、身体障がい者等が容易に使用し得るもの 	157,500円	5年
	酸素ボンベ運搬車	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者（児） 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの 	17,000円	10年
	視覚障がい者用体温計（音声式）	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい2級以上の視覚障がい者（児）で、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの 	9,000円	5年
	視覚障がい者用体重計			18,000円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	<ul style="list-style-type: none"> 肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障がいであって、発声・発語に著しい障がいをもつ身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの 	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	<ul style="list-style-type: none"> 上肢機能障がい2級又は視覚障がい2級以上の身体障がい者（児） 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト <p>上肢機能障がい者（児）…インテリキー、ジョイスティック等</p>	100,000円	6年

			視覚障がい者（児）…画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等		
	点字ディスプレイ	・視覚障がい1級又は視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がいを有する（原則として視覚障がい2級かつ聴覚障がい2級以上）身体障がい者で、必要と認められる者	・文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。 ・文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
	点字器	・視覚障がい2級以上の視覚障がい者（児）。原則として学齢児以上の者	・視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの (1)標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製	(1)標準型 ア 10,400円 イ 6,600円	7年
			(2)携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	(2)携帯用 ア 7,200円 イ 1,650円	5年
	点字タイプライター	・視覚障がい2級以上の視覚障がい者（児）で、就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	・視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	-	5年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	・視覚障がい者2級以上の視覚障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	・音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が用意に使用し得るもの	再生専用機 35,000円 録音再生機 85,000円	6年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	・視覚障がい者2級以上の視覚障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	・文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	99,800円	6年

視覚障がい者用 読書器	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚に障がいをもつ視覚障がい者（児）で、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者 	<ul style="list-style-type: none"> ・画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの ・撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力するもの 	198,000 円	8 年
視覚障がい者用 時計	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい 2 級以上の視覚障がい者（児）。音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため、触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの 	触読式 10,300 円 音声式 13,300 円	10 年
聴覚障がい者用 通信装置	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいをもつために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障がい者（児）等とする。ただし、原則として学齢児以上の者 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障がい者（児）等が容易に使用できるもの 	71,000 円	5 年
聴覚障がい者用 情報受信装置	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者（児）で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの 	88,900 円	6 年
人工喉頭	<ul style="list-style-type: none"> ・喉頭摘出者 	<ul style="list-style-type: none"> ・笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内導き構音化するもの 	笛式 5,150 円	4 年

			<ul style="list-style-type: none"> ・電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの 	<p>電動式 72,203 円</p>	5 年
	福祉電話（貸与）	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障がいをもつ聴覚障がい者等又は外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者。ただし、聴覚障がい者等又は身体障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者等又は身体障がい者が容易に使用し得るもの 	<p>新規設置 83,300 円</p> <p>回線切換のみ 2,000 円</p>	—
	ファックス（貸与）	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚又は音声機能若しくは言語機能障がい3級以上の聴覚障がい者等で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話(福祉電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な聴覚障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者等が容易に使用し得るもの 	7,700 円	—
	視覚障がい者用 ワードプロセッ サー（共同利用）	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者（児）で、就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの 	1,030,000 円	—
	点字図書	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の入手が点字による視覚障がい者 	<ul style="list-style-type: none"> ・月刊や週刊等で発行される雑誌を除く。年間6タイトル、又は24巻を限度とする。 	点字図書の価格	—
排泄管 理支援 用具	ストマ装具	<ul style="list-style-type: none"> ・人工肛門又は人工膀胱造設者 	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型、又は下部開放型でラテックス製、又はプラスチックフィルム製の収納袋 	<p>蓄便袋 月額8,858 円</p>	—

			<ul style="list-style-type: none"> 蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製、又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの 	蓄尿袋 月額 11,639 円	—
	紙おむつ等	3 歳以上の者で次のいずれかに該当する者 ①ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者 ②二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障がいによる高度の排便若しくは排尿機能障がいの者 ③先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者 ④運動機能障がいかつ意思表示困難者で以下の全てをみたす者 1. 障がいの原因となった疾病等の発生時期が 6 歳未満（未就学児を含む）であった者 2. 言語に限らずあらゆる方法によっても、排尿もしくは排便の意思表示ができないもの	<ul style="list-style-type: none"> 紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品 	月額 12,000 円	—
	収尿器	<ul style="list-style-type: none"> 高度の排尿機能障がい 	<ul style="list-style-type: none"> 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの 	男性用 普通型 7,700 円 簡易型 5,700 円 女性用 普通型 8,500 円 簡易型 5,900 円	—

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。
- 3 等級の表記がないものは原則として、対応する障がい者手帳を所持することを条件とする。